

佐久市条例第 3 1 号

「佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部  
を改正する条例」

をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

佐 久 市 長                      柳 田 清 二

佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の  
一部を改正する条例

(佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部  
改正)

第 1 条 佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例  
(平成 1 7 年佐久市条例第 4 1 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 4 条中「及び期末手当」を「、期末手当及び寒冷地手当」  
に改める。

(佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例の一部改正)

第 2 条 佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例 (令和 7 年佐久市条例第 4 7 号) の一部を次のように  
改正する。

附則第 4 項中「及び同年 1 1 月から令和 9 年 3 月まで」を削る。

附則第 5 項の表を次のように改める。

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| 令和 7 年 1 1 月から令和 8 年 3 月まで | 6 , 6 0 0 円 |
|----------------------------|-------------|

附 則

この条例は、令和 8 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は  
公布の日から施行する。